

私立学校法改正 Q&A（神奈川県版）

このQ&Aは、令和元年11月14日及び15日に開催した私立学校法改正説明会の際にお寄せいただいた質問とその回答について、神奈川県所管法人向けにまとめたものです（一部、説明会での回答を修正しています）。令和2年1月9日改訂箇所は、下線が引いてある部分です。

文部科学省作成のQ&Aは、「説明会資料」の「資料4」としてお配りしているほか、文部科学省のホームページでも確認できます。

※URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1422186.htm

【全般的事項】

問1 今回の私立学校法改正の背景やきっかけとなった事項について、把握している内容があれば伺いたい。

- 今回の法改正が、具体的な事件等に起因する法改正であるとは承知していません。改正の目的は、学校法人が公教育を行う機関としてふさわしいガバナンスをもって、設置する私立学校が今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たせるようにすることとされています。

他の公益法人についても制度改革が行われており、今回の私立学校法改正箇所の一部は、社会福祉法人制度と近い扱いになっています。

※参考「学校法人制度の改善方策について（案）」（パブリックコメント募集時の資料）

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001001&Mode=3>

問2 今回の私立学校法改正を受けて、県のスタンス、学校法人の指導体制はどのようなものになるか。

- 私立学校は建学の精神に基づいて自主的に運営されるものであり、今回の法改正後もその考え方は変わりません。
- 県としては、法改正の趣旨などを意識・理解していただきたいという思いから、法改正概要の通知を送るだけでなく、説明会の場を設けました。法人においては、より適切な運営に努めていただくことを期待しています。
- 県においては、寄附行為変更認可申請時や各種届出時で書類を確認するほか、私立学校検査の際に運営状況を確認させていただきます。

【理事の議事参与制限（第36条）】

問3 特別の利害関係を有する理事が議事から外れる場合、外れた理事は議決人数には含まれるのか。

- 含まれません。その理事を除いた人数が母数になります。

【競業及び利益相反（第40条の5）】

問4 資料2の4ページ「競業となる可能性がある事項」で、理事が他の学校法人の理事を兼ねる場合について記載があるが、監事を兼ねる場合は競業にあたるのか。

- 通常、監事であれば競業にあたらないと考えられます。※私立学校法第40条の5で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第84条参照

問5 理事が他の学校法人の理事を兼ねる場合、令和元年度内に理事会で承認を得るようにとのことだが、議事録には理事が兼務する学校法人名を記載する必要はあるか。

- 競業に関する議決内容は、具体的に議事録へ記載する必要があるため、兼務する学校法人名も全て記載してください。

問6 利益相反行為について、今後は理事長だけではなく理事も手続の対象になるという理解でよいか。

- その理解で間違いありません。従来は、理事長と学校法人が利益相反取引をする場合のみ特別代理人の選任が必要とされていましたが、法改正後は特別代理人の選任は必要なくなる半面、代表権を有しない理事を含め全ての理事の行為が、手続の対象となります。

【役員等名簿、財務書類等の備付け、閲覧及び公表（第33条の2、第47条、第66条）】

問7 役員等名簿の閲覧について、役員の名前も閲覧させるとのことだが、法人の登記簿謄本でも代表理事以外登記されていないのに、閲覧させる必要があるのか。

- 代表権の有無に関わらず、役員の名前は閲覧させる必要があります。ただし、閲覧時に役員住所に係る記載の部分は除外することができます。

問8 利害関係人とはどのような者を指すのか。

- 学校法人と取引がある債権者や、学校法人が設置する学校の生徒等の保護者などが考えられます。

【役員に対する報酬等の支給の基準（第47条、第48条、第66条）】

問9 （幼稚園法人）これまでは、役員は報酬を受けられないという理解でいたが、法改正により役員報酬を受けられるようになったのか。

- 役員報酬支給の考え方は変わっていません。これまでどおり、役員地位にあることのみによって報酬は支給できませんが、働きに応じて対価（報酬）を支払うことができます。

問10 役員報酬の考え方について、公認会計士の監査を受けた際に、理事会・評議員会の出席者の日当を「役員報酬」として計上したら、別の科目に計上するよう指摘された。報酬基準では報酬は業務の対価といっているが、会計士の指摘との整合性はどうか。

- 会計上の報酬と、寄附行為（私立学校法）でいう報酬の考え方が異なるものと思われます。会計上の報酬については、会計士と御相談の上、会計処理を行ってください。

問11 報酬を支給している場合は役員報酬支給基準を作成するようとのことだが、資料6の基準作成例の第3条注釈では、無報酬とする場合はその旨を定めるとの記載がある。どちらが正しいのか。

- 無報酬の場合、次の2つのうちどちらかの方法を選択できます。
 - ① 寄附行為に「役員は無報酬とする」旨を明確に定め、報酬基準は作成しない。
 - ② 寄附行為は作成例どおりとし、報酬基準で「役員は無報酬とする」旨を定める。

問12 役員と職員を兼ねている場合、役員報酬と教職員給与の別はどのように判断すればよいか。

- 職員給与は給与規程に基づいて支払われているはずであり、それ以外の報酬は役員としての収入（報酬）と考えられます。ただし、報酬は「業務の対価」としてふさわしい金額である必要がありますので、改めて、支給額が適正か御確認ください。

問13 学校法人立幼稚園の理事・職員であり、個人立幼稚園の設置者でもある場合、収入の総額が高額になるが、「不当に高い金額」とはどのように考えればよいか。

- 役員報酬の高低は、あくまで一つの学校法人において考えてください。学校法人の役員としての業務の対価以外については、勘案しなくて構いません。

問14 役員の報酬支給基準を定めるとされた背景には、今後は役員報酬を支払うように、という意図があるのか。

- 報酬を支給するよう要請しているものではなく、報酬を支給する場合は基準を作成するよう定められたに止まります。現状が無報酬で、今後も無報酬のままとすることは可能です。

問15 当法人では既に役員報酬基準を定めているが、基準の名称が資料記載の「役員の報酬等の支給の基準」ではない。名称を変更した方がよいか。

- 既存の基準の内容が、今回規定するよう求められている内容になっていれば、基準の名称は問いません。

問16 役員報酬の総額が変わるときは、その都度、支給基準の変更が必要か。

- 報酬内容を変更する際は、変更が必要になります。変更する場合は、あらかじめ評議員会で意見を聴いた後、理事会で承認してください。

問17 資料6の役員報酬支給基準の退職金に係る係数について、おおむねどのくらいの数字にすればよいか。

- 係数について県で示すことはしません。係数は他法人の状況などを参考に決めていただき、退職金の額について、判断基準を対外的に説明できるようにしてください。

【役員为学校法人に対する損害賠償責任(第44条の2)】

問18 役員賠償責任減免について、任務懈怠の有無は誰が判断するのか。

- 学校法人が判断します。

問19 役員任務懈怠の有無を学校法人で判断するということが、具体的には理事会で判断すればよいのか。

- 理事会のみで判断して構いません。評議員会にも諮るかどうかは、各学校法人で決めることができます。

問20 寄附行為に責任限定契約・責任の免除の規定を置くことは必須か。

- 必須ではありません。規定を置くかどうかは学校法人の判断になりますが、2つの規定を置かない場合、役員賠償責任減免は、評議員会の決議がなければ認められないこととなります。※「寄附行為変更に係る留意点について」も参照

問21 責任限定契約・責任の免除の規定を寄附行為に定める場合、どの辺りに定めればよいか。

- 資料2の5ページにも記載しているとおり、各学校法人で任意の章に規定してください。例えば、第5章の資産及び会計や、第8章の補則に置くことが考えられます。

問21-2 責任限定契約の意義とは。

- 非業務執行理事及び監事について、あらかじめ責任の範囲を決めておくことで、必要以上に委縮することなく理事会での発言等の業務を行えると考えられます。

問22 役員任務懈怠により学校法人に損害が発生した場合について、あらかじめ、学校法人が全責任を負うことを決めておくことはできるか。

- できません。あらかじめ責任について定めておけるのは「責任限定契約」のみです。

問23 役員の賠償責任減免について、総評議員の同意で決定するとの記載があるが、理事会での決議は必要ないのか。通常であれば、大きな事案については評議員会の意見を聴き、理事会で決議している。

- 役員の賠償責任減免については、評議員会のみで決議できます。評議員会が諮問機関であることに変わりはありませんが、このことについては決議を行います。※資料4 24～25ページ参照

問24 資料2の7ページ「総評議員の同意があった場合に限り損害賠償責任を軽減でき」ということは、1人でも反対したら、役員の賠償責任の軽減は認められないのか。

- 役員の任務懈怠があり、悪意又は重過失により学校法人に損害を与えた場合の損害賠償責任の軽減は、1人でも反対する評議員がいれば認められません。ただし、資料3のフローチャートにあるとおり、役員が軽過失であると認められる場合は、責任軽減の余地はあります。

問25 役員が軽過失の場合、評議員会の3分の2以上の議決で賠償責任を軽減できるとあるが、「3分の2」の母数は、総評議員か、出席評議員か。

- 資料3にもあるとおり、出席評議員の3分の2以上の議決が必要です。

問26 役員の賠償責任減免について、評議員会・理事会で減免を決議するとき、どの程度減免するかは評議員会・理事会で決めてよいのか。

- 減免の度合いは評議員会・理事会で決めることができます。ただし、賠償責任の全部の免除は、総評議員の同意があった場合に限られます。※責任の免除は、最低責任限度額から賠償責任額総額の範囲内で行うことができます。上記のとおり、総評議員の同意があった場合は賠償額を最低責任限度額未満とすることもできますが、免除分は法人負担となることを考慮した上で判断してください。

問27 「学校法人に損害を与えた場合」について、具体的な事例があれば教えてほしい。

- たとえば、次のような場合が考えられます。
- ・理事会での意思決定を経ずに、学校法人所有の不動産を廉価で売却した場合
 - ・適切な運営をせず、得られたであろう補助金を得られなかった場合

【寄附行為の変更について】

問28 寄附行為変更認可申請書の提出期限はいつか。

- 2月頃に申請書を提出し、3月中に知事の認可を受け、4月1日施行とすることが望ましいです。しかし、今回は改正部分が多いことや、作成例の提示が遅かったことで理

事会・評議員会の開催日程の調整が難しいこともあることから、2月中の提出が困難な場合、令和2年3月中に申請書の提出までを行ってください。※資料4のQ&Aに申請書提出期間の記載がありますが、それは文部科学省所管法人向けの提出期間です。

問29 評議員会・理事会を開催し、議事録作成後に署名を集めることを考えると、令和2年3月中に提出できない可能性がある。この場合、どのようにすればよいか。

- 申請書が令和2年4月以降に提出された場合、認可日は遡れないので、変更後の寄附行為は認可した日から施行することになります。その場合でも、改正私立学校法は令和2年4月1日から施行しますので、令和2年4月1日からは改正法に則って学校法人の運営をしてください。

問30 寄附行為の附則の施行日はどのように記載すればよいか。

- 「令和〇年〇月〇日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。」※〇は空欄にしてください。「寄附行為変更に係る留意点について」に記載例があります。

問31 幼稚園法人の寄附行為作成例第4条の2以降に保育所等の設置に関する規定があるが、設置していない場合は条項を削除してよいか。

- 該当施設を設置していない場合は、第4条の2から第4条の4の条項は必要ありません。

問32 常勤と非常勤の理事を置いている場合、寄附行為上どのように表記すればよいか。

- 寄附行為上、理事が常勤か非常勤かは区別していません。「理事」としてまとめて表記してください。

問33 寄附行為作成例の変更箇所のうち、私立学校法改正による変更はどの部分か。

- 文部科学省作成の都道府県説明会の資料1の右下の通し番号3～11「私立学校法令和元年改正の概要」を参照してください。

※掲載ページURL：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1422186.htm

問34 寄附行為作成例では、役員・評議員の人数が〇〇人とされているが、任意の人数でよいのか。これまで、幼稚園法人に対しては、理事は7人、評議員は15人という指導があったと思うが、小さな法人で評議員を15人集めることは難しい。

- 私立学校法上、理事は最低限5人、評議員は理事の2倍を超える数なので11人必要です。なお、現行の租税特別措置法の適用を受けるための寄附行為作成例では、理事は6人以上とされていますので、同法の適用を受ける場合は、理事は6人以上、評議員は13人以上としてください。

問35 寄附行為作成例の「役員親族関係者等の制限」（第8条又は第9条）に、「役員には、それぞれ選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。」が追加されているが、今回の法改正に伴う変更か。

- 今回の法改正に伴う変更ではなく、いわゆる「外部役員」について規定する私立学校法第38条第5項の規定を踏まえたものです。この規定を寄附行為で定めなくても私立学校法が適用されますので、規定するかどうかは任意です。「外部役員」とは何かというご質問が多いことを受け、寄附行為に規定した方が確認しやすいと思い、作成例に条文を追加しました。
- なお、「外部役員」については、最初の選任の時に外部人材であればよく、再任された場合も、その役員は継続して「外部役員」であると考えられています。

問36 寄附行為作成例の「役員解任及び退任」（第11条、第12条又は第13条）の退任事由に「私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由」とあるが、具体的には何を指しているのか。

- 私立学校法第38条第8項の規定は次のとおりです。
第1号 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者

学校教育法第9条
第1号 禁錮以上の刑に処せられた者
第2号 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
第3号 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
第4号 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 第2号 心身の故障のため役員職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの